

自動車リサイクル手順書(P446-~~84~~-322)

1. 目的

使用済自動車の再資源化等に関する法律 平成 17 年 1 月 1 日施行（以下自動車リサイクル法という）の順守。

2. 手段

- (1) 使用済自動車の返納があった時は都道府県知事又は保健所設置市の登録を受けた取引業者に引き渡す。
- (2) 再資源化預託金（リサイクル料）の登録を受けた引き取り業者に運営費交付金で支払う。
- (3) 「自動車リサイクル記録(D451-8)」をつける。

3. 監視及び測定

- (1) 責任者は主査(会計係)とする。
- (2) 主査(会計係)は環境委員会で半期ごとの再資源化の状況を報告する。

4. 評価及び是正処置

- (1) 主査(会計係)は手順に沿った取り扱いをしているかの確認をして環境委員会で実績を報告する。
- (2) 資源・エネルギー部会長は、登録を受けた取引業者への引渡し状況及び、自動車リサイクル記録状況を把握し、記録がなかった場合は、直近の環境委員会で是正依頼を行う。

5. その他

- (1) 本手順書の改廃は、原則として、資源・エネルギー部会長が環境委員会へ付議し、その審結果をもとに行う。
- (2) 本手順書の制定・改廃に際して、資源・エネルギー部会長は、最新版の本手順書を ISO 事終局へ 1 部提出する。

本手順書の改訂履歴

| 年月日 | 改訂の内容 | 改訂理由 | 承認 | 作成 | 保管 |
|------------|-------|-------------|----|----|----|
| 2006.8.1 | 制定 | | 阿部 | 北澤 | 宮原 |
| 2006.11.24 | 改訂 | JACO の指摘により | 阿部 | 北澤 | 宮原 |